

史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の現状変更について（審議）

1 基礎情報

- (1) 文化財の種類：国指定史跡
- (2) 名称：下寺尾官衙遺跡群、下寺尾西方遺跡
- (3) 現状変更地点：茅ヶ崎市下寺尾547番1、546番1、546番3、546番2（図1参照）
- (4) その他：西方遺跡第6次調査地点

2 経過

令和7年2月20日 現状変更等許可申請書が提出される

3 工事内容

- (1) 工事の概要：駐車場
- (2) 工事による掘削：碎石で20cm盛土し、基礎20cm、高さ1.6mのネットフェンスを設置
- (3) その他：現状変更地点のほか下寺尾543番1、544番1、545、547番3も併せて駐車場とする工事

4 近隣の調査成果

- (1) 付近における調査：西方遺跡第6次調査（平成30年度）
- (2) 確認された遺構：弥生時代の環濠、古代の竪穴建物址、版築遺構（1、4、7区）

5 対応

工事による掘削は、碎石盛土の範囲内に収まることから、史跡に抵触する可能性は低いと考えられます。したがって、本件現状変更許可申請については条件を付して許可（市許可）することで調整しています。

なお、許可条件は次のとおりです。

- (1) 茅ヶ崎市教育委員会の指導を受け、立会を求めること。
- (2) 史跡指定地外の工事については、文化財保護法第93条第1項に基づく届出を提出し、茅ヶ崎市教育委員会の指示を受けること。

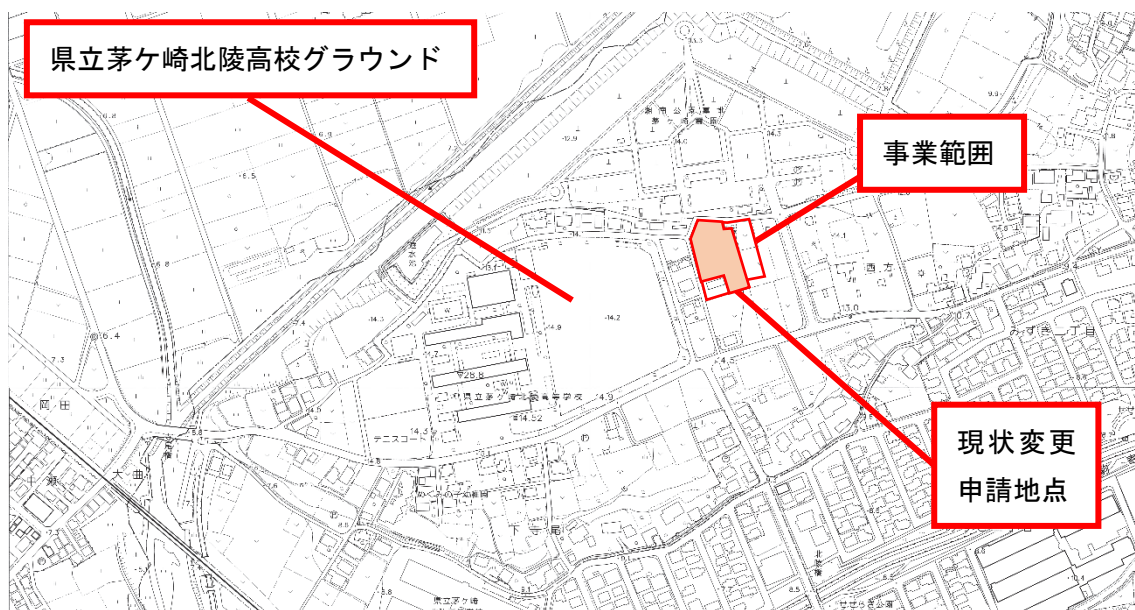


図1 工事地点所在地（上が北）



図2 工事地点近景（上が北）

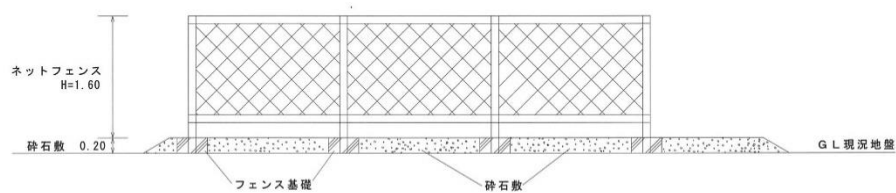


図3 砕石盛土・ネットフェンス概念図工事地点近景（上が北）